

小山市立大谷東小学校特別支援教育 手をつなぐ親の会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、大谷東小学校手をつなぐ親の会といい、事務局を同校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、大谷東小学校の特別支援教育を育成するとともに、本校心身障がい児の福祉を図り、併せて会員の研修を行うことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 特別支援教育に関する啓発活動
- 2 心身障がい児の教育及び福祉施設の拡充推進
- 3 会員相互の研修と連絡協調
- 4 その他目的達成に必要な事業

第3章 組織及び会員

第4条 会員は、本校PTA会員並びに本会の趣旨に賛同する者を以て組織する。

第4章 役員及び職務

第5条

- 1 本会に次の役員をおく
会長 1名 副会長5名 理事若干名 監査3名
会計 2名 書記2名
- 2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、会長を補佐し、会務の立案及び執行にあたる。
- 5 監査は、会務及び経理を監督する。
- 6 会計は、会の経理にあたる。
- 7 書記は、会の庶務を行う。

第6条

- 1 会長、副会長は役員会の推薦により総会で承認する。
- 2 理事の選出方法は別に定める。
- 3 監査、会計、書記は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1カ年として再任を妨げない。欠員が生じた場合は補充し、任期は残任期間とする。

第8条

- 1 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務についての会長の諮問に答える。

第5章 会議

第9条 総会は、年1回開催し、会務を決定する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。理事会は必要に応じて開催する。

第6章 会計

第10条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってあてる。

第11条 本会の決算は監査を経て報告され、総会の承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の会費は、月額40円とする。

第7章 付則

第14条 この会の変更は総会において行う。

第15条 この会則は、昭和52年4月1日より実施する。

付則 平成20年4月1日会則一部改正
平成30年4月21日会則一部改正